

こちらの冊子は支給対象者となった方への支給方法の説明です。

## 1、支援金の金額

所得に応じて支給される金額が変わります。  
保護者の所得が所得制限額を超える場合は、支給されません。

支給金(月額) **9,900円、33,000円**

月額判定 **4-6月(昨年度所得で判定)、7-3月(今年度所得で判定)**

支給金額は4パターンに分かれます(12ヵ月分支給される例)

パターン	4-6月(月額)	7-3月(月額)	年額	
①	9,900	9,900	<b>118,800</b>	(@9,900×3)+(@9,900×9)
②	9,900	33,000	<b>326,700</b>	(@9,900×3)+(@33,000×9)
③	33,000	9,900	<b>188,100</b>	(@33,000×3)+(@9,900×9)
④	33,000	33,000	<b>396,000</b>	(@33,000×3)+(@33,000×9)

## 2、支援金の支給方法

**学費引落口座に還付します。**還付する対象と時期は以下の通りです。

### ・支給される対象者

就学支援金は支給対象となっている月に在籍しており、授業料が収められている方が対象となります。年度途中での退学の場合は在籍月までが対象となります。また授業料未納の方は支給されません。**(授業料未納の場合、授業料が完納された時点で支給対象とさせていただきます)**

### ・支給される時期と金額

就学支援金額が最終確定するのが2月になるため **3月に還付** します。

また、金額は支給月時点での納入済授業料額が限度額となり、**支給金額には東京都私立高等学校等授業料軽減助成金も考慮されます。**

例) 就学支援金396,000円(実支給98,600円※1)、東京都私立高等学校等授業料軽減助成金額350,200円の場合

支給時期	種別	金額	
12月	授業料軽減	350,200円	
3月	就学支援金	98,600円	4~3月分授業料448,800円(@37,400×12ヵ月)-東京都授業料軽減額350,200円=98,600円

・振込手数料について

代理徴収金より充当させていただきます。

・支給の通知

保護者連絡システムsigfyで振込日等の連絡を行う予定です。